

令和7年第9回農業委員会総会議事録

- 1 開 会 日 時 令和7年9月25日(木) 午前 9時00分
- 2 閉 会 日 時 令和7年9月25日(木) 午前 9時17分
- 3 場 所 小国町役場 4階 大会議室
- 4 出席した委員 1番 安 部 茂 5番 小 嶋 剛
2番 大 谷 健 人 6番 金 敦 子
3番 横 山 隆 藏 7番 山 口 満
4番 舟 山 孝 夫
- 5 欠席した委員 なし
- 6 出席した職員 事務局長 伊 藤 哲 史
事務局次長 大 谷 愛 子
書 記 安 部 佳 奈
- 7 欠席した職員 なし

8 付 議 案 件

議第20号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

議第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

そ の 他 農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 皆様、おはようございます。
本日の出席委員は7名です。全員出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。
ただいまから令和7年第9回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。
会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は、本日1日限りといたします。それでは日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、1番委員、2番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは、議第20号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します
議第20号について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)
申請地につきましては、お手元にお配りしている資料の1～2ページでご確認ください。

賃貸人の■■■■さんの農地は、これまで息子さんが管理しておりましたが、その息子さんが亡くなられたため、御親戚でもある■■■さんに管理をお任せしたいとのことから、今回の申請に至ったものです。

■■■■さんご自身は現在■■■の介護施設に入所中ですが、9月11日に事務局で娘さんと連絡を取り、今回の申請について本人、娘さんとも了承していることを確認しております。

なお、農地法第3条第2項の各号に該当しないものとして、書類受理の段階で確認しております。以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いいたします。

3番委員 9月22日朝6時半から7時と朝早かったんですがこちらの稲刈りの都合もあるので、朝早くからお願いをして■■さんに立ち会いをしていただいて現地を確認して参りました。

■■さんの息子さんですが、今年の冬に不慮の事故に遭いまして亡くなったということで、それまで家の周りですとか、一部わらびを作っていたところがあるみたいでしたけども、管理をしていたということでした。

それで、親戚である■■さんに現状維持というような形で管理をしていただけないかというお話があったという経緯だそうです。

また、現地は、周りが振興地域になっているのですが、ほぼ耕作しているところがなく、茅の状態の一角が■■さんの土地となっており、ここ何年も耕作してなくて管理だけというような形でしたので、今、■■■■では1カ所しか田んぼを作っていないくて、その田んぼからも離れているという現状なので、管理だけは1年に1回とか2回とか、草を刈ってくださいねというようなお願いをして、他に影響はないということを確認して許可しても良いのではないかというふうに判断しました。

一部は■■さんもここが■■さんの土地なのかということがわからないところがあるみたいでしたので、■■の人に聞いてくれとの話はしたんですが、そんなことで現状維持の管理のお願いをしてきたところです。以上です。

議長 ご質問がありましたらご発言をお願いします。

議長 ございませんか。

議長 これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。
議第20号について、申請どおり、許可することにご異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 異議無いようでございますので、議第20号について、申請どおり許可することにいたします。

議長 次に、議第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程します。議第21号について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

申請地につきましては、お手元に配布している資料の3～4ページでご確認ください。

当該地は地域計画区域内、農振農用地でありましたが、第5回総会でそれぞれ除外し計画変更することに対する意見を求められ、異存無しと決定した農地であります。その後、諸般の手続きを踏まえ、地域計画は6月24日付けで当該地を地域計画区域から除外する変更公告を行っております。小国農業振興地域整備計画は9月2日付けで、当該地を農振農用地から除外する変更公告を行っております。従って、当該地は、地域計画からも、農振農用地からも除外されております。このことから当該地は第2種農地と判断されます。住宅新築ということでの転用申請であります。周辺地域も含め3か所ほど候補地を選定しております。検討の結果当該地が住宅新築の適地ということで申請に至っております。

なお、農地法第5条第2項に該当しないものとして、書類受理の段階で確認しております。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

4番委員 この農業用地にあっては、今、事務局からあったとおり、何回か現場を確認しておりますが、今回申請人の■■■君と■■■さんは、■■■■■さんの息子夫婦です。自宅はこの真ん中にありまして、その隣の■■■さんの畑を農振除外では9月2日になっておりますので、今度そこに住宅というようなことだったようです。

16日9時から金推進委員と事務局の大谷室長に立ち会っていただき、■■■君に事情を聞きながら現場を確認させていただきました。■■■■■君は今後、小国町の農業を担う若い農業者で、その活躍が期待されているところでありますので、住宅をというふうなことで、何も隣接するところにも問題はないというふうな判断で、逆にこちらが、■■■君頑張れと元気づけたところであります。

10月あたりから畑に盛り土をしたいというふうなお話でしたので隣接する用地等周りに何ら影響はないというふうに推進委員共々判断したところでございます。よろしくお願いいたします。

議長 議第21号について、ご質問、ご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。

議長 ございませんか。

議 長 これでは質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。

議 長 議第21号について、許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第21号について、許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。

議 長 次に、その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事務局 (報告)

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして、第9回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。大変ご苦勞様でした。

(午前 9時17分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和7年9月25日

議 長

署名委員

署名委員